

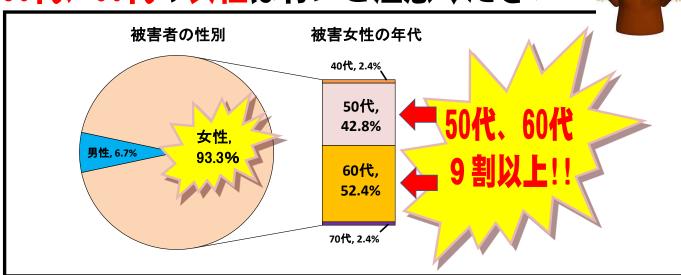
平成30年2月16日



的原金就赞二ュース

愛知県警察本部生活安全総務課

〜架空請求詐欺のハガキ〜 50代、60代の女性は特にご注意ください!!



他県では架空請求のハガキで 総額 5,000 万円の被害も発生!

昨年9月、70代の女性宅に、右のような架空請求詐欺のハガキが届き、女性がハガキに書かれた連絡先に電話すると「支払いがないと訴訟を起こされる」などと言われたため、相手に指示されるまま、コンビニ決済や宅配便による現金送付を約100回繰り返し、総額5,000万円をダマし取られる被害が発生しました。

《架空請求詐欺のハガキの例》

総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、費方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。管理番号(わ)251裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なを場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会いの元、給料差し押さえ及び、動産不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお顧い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受け賜っ ておりますので、職員までお問合せ下さい。 前、書面での適逢となりますのでブライバシー保護の為、ご 本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年〇月〇日

法務省管轄支局 民事訴訟管理センター

〒***-** 東京都△△△○○×××

東京都ムムムロロイイス 取り下げ等のお問合せ窓口 03-※※※-※※※ 受付時間 9:00~20:00(日、祝日除く)

被害にあわないために



このようなハガキで、公的機関から訴訟に関する通知がされる ことはありません!



ハガキに記載された電話番号には、絶対に連絡しない!



心配な方は、最寄りの警察署や消費者ホットライン(188)に相談!

架空請求詐欺被害防止ポスター

